平成２６年（フ）第３６５号
沖縄県浦添市沢岻１丁目29番９号
債務者　山城　美香（旧姓大見謝）
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１３４号
山口県防府市岸津２丁目７の11　高橋アパート１号、住民票上の住所山口県防府市岸津２丁目７番11号
債務者　櫻井　麗子
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３７６号
函館市湯川町２丁目33番30号　グラシア湯川２丁目１－Ｂ
債務者　工藤　信浩
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１３７号
岐阜県揖斐郡大野町大字五之里７番地　フォーレ201号室
債務者　北川　勝利
1　決定年月日時　平成27年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第２号
岐阜県大垣市今宿２丁目196番地１　アパルトメントＮ103
債務者　松浦　達哉
1　決定年月日時　平成27年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第３５７号
愛知県豊田市清水町１丁目４番地　碧山荘２－Ｄ号
債務者　新井　重明
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第５０６３号
大阪府摂津市鳥飼中３－７－17、住民票上の住所福岡市早良区原４丁目６番20―201号
債務者　稗田　一生
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０９６号
大阪府豊中市利倉東１丁目６番63号、前住所大阪府豊中市小曽根１丁目25番６号
債務者　高師　和利
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１５２号
大阪府豊中市旭丘１番10―706号
債務者　丸山　美保（旧姓下向）
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２０７号
大阪市東住吉区杭全１丁目３番９号　コーポキムラ301号、申立時の住所大阪市東成区神路１丁目５番６―505号
債務者　藤野正義こと　金　　玉現
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２１１号
大阪府寝屋川市田井町34番４号
債務者　中井　謙司
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２１２号
大阪府寝屋川市緑町33番９号
債務者　中井　優子
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２３３号
大阪市天王寺区上本町５丁目３番９号　リンクパラッツォ上本町1001号
債務者　小林　弘明
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２７９号
大阪市中央区島之内２丁目９番25号　綿屋町ビル601
債務者　荒木　文明
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２８９号
大阪市東淀川区豊里２丁目５番６号　ラフィーネナカノ203号
債務者　向井　洋幸
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４１３号
大阪市西成区聖天下２丁目１番７号、前住所大阪市天王寺区真法院町12番28号
債務者　平岡　　高
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４３１号
大阪市中央区島之内１丁目11番11―704号
債務者　鎌谷さつき
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部